

## 平成二十六年法律第四百四号 サイバーセキュリティ基本法

目次

第一章 総則（第一条～第十二条）  
第二章 サイバーセキュリティ戦略（第十三条～第十五条）  
第三章 基本的施策（第十六条～第二十条）  
第四章 サイバーセキュリティ戦略本部（第二十一条～第二十七条）  
第五章 罰則（第三十八条）  
附則

### 第一章 総則（目的）

この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術（以下「情報通信技術」という。）の活用の進展に伴つて世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となつてゐる状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティに関する施設を総合的かつ効果的に推進し、もつて経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安心して暮らせる社会の実現を図ることと並んで、サイバーセキュリティの確保並びに我が国への安全保障に寄与することを目的とする。

（定義）

「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的方

的記録媒体」という。）を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。」が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。

（基本理念）

（第一条）サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による情報の自由な流通の確保が、これを通じた表現の自由の享有、イノベーションの創出、経済社会の活力の向上等にとって重要であることに鑑み、サイバーセキュリティに対する脅威に対して、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者（国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすそれが生ずるものに関する事業を行う者をいう。以下同じ。）等の多様な主体の連携により、積極的に対応することを旨として、行われなければならぬ。

（第二条）サイバーセキュリティに関する施策の推進は、国民一人一人のサイバーセキュリティに関する認識を深め、自發的に対応することを促すとともに、サイバーセキュリティに対する脅威による被害を防ぎ、かつ、被害から迅速に復旧できる強靭な体制を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行われなければならない。

（第三条）サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による活力ある経済社会を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行われなければならない。

（第四条）サイバーセキュリティに関する施策の推進は、サイバーセキュリティに対する脅威への対応が国際社会にとって共通の課題であり、かつ、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれてゐることに鑑み、サイバーセキュリティに関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない。

（第五条）サイバーセキュリティに関する施策の推進は、デジタル社会形成基本法の基本理念に配慮して行われなければならない。

（第六条）重要社会基盤事業者は、基本理念にのつとり、そのサービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（第七条）サイバーセキュリティに関する施策の推進は、他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用又はサイバーセキュリティに関する施策を行ふ者をいう。（以下同じ。）その他の事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（第八条）大学その他の教育研究機関は、基本理念にのつとり、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保、サイバーセキュリティに関する人材の育成並びにサイバーセキュリティに関する研究及びその成果の普及に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（第九条）国民は、基本理念にのつとり、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、サイバーセキュリティの確保に必要な注意を払うよう努めるものとする。

（第十条）政府は、サイバーセキュリティに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## （国の責務）

（第五条）国は、前条の「基本理念」（以下「基本理念」という。）にのつとり、サイバーセキュリティに関する総合的かつ効果的な推進を図るため、サイバーセキュリティに関する基本的な計画（以下「サイバーセキュリティ戦略」という。）を定めなければならない。

（第六条）重要社会基盤事業者の責務

（第七条）（第八条）（第九条）（第十条）

（行政組織の整備等）

（第十二条）政府は、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第一項に規定する独立行政法人をいう。（以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、

## （行政組織の整備等）

（第十二条）政府は、サイバーセキュリティに関する施策を講ずるにつき、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

（第十三条）サイバーセキュリティ戦略

（第十四条）（第十五条）

（行政組織の整備等）

（第十二条）政府は、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第一項に規定する独立行政法人をいう。（以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（特殊法人及び認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。第三十三条第一項において同じ。）のうち、当該法人におけるサイバーセキュリティが確保されない場合に生ずる国民生活又は経済活動への影響を勘案して、国が当該法人におけるサイバーセキュリティの確保のために講ずる施策の一層の充実を図る必要があるものとしてサイバーセキュリティ戦略本部が指定するものをいう。以下同じ。）におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、国の行政機関における情報システムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関、独立行政法人又は指定法人の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。

**第十四条** 国は、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関する基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組（重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進）

**第十五条** 国は、中小企業者その他の民間事業者及び大学その他の教育研究機関が有する知的財産に関する情報が我が国の中競争力の強化にとって重要であることに鑑み、これらの者が自発的に行うサイバーセキュリティに対する取組が促進されるよう、サイバーセキュリティの重音に関する関心と理解の増進、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民一人人が自發的にサイバーセキュリティの確保に努めることが重要であること

2 命を受けて内閣官房において処理し、前各項目に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關する事項は、協議会が定める。

6 第二十二条 国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイ

に鑑み、日常生活における電子計算機又はインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用に際して適切な製品又はサービスを選択することその他の必要な施策を講ずるものとする。

（犯罪の取締り及び被害の拡大の防止）

**第十八条** 国は、サイバーセキュリティに関する事象への対応

（我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれ

ある事象への対応）

（犯罪の取締り及び被害の拡大の防止）

（資源の取締り及び被害の拡大の防止）



<p><b>附 則</b> (平成二十八年四月二二日法律第三号) 抄  <b>(施行期日)</b></p> <p>（第一条）この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成三〇年一二月一二日法律第九号) 抄  <b>(施行期日)</b></p> <p>（第一条）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和元年五月二十四日法律第一一号) 抄  <b>(施行期日)</b></p> <p>（第一条）この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和三年五月一九日法律第三五号) 抄  <b>(施行期日)</b></p> <p>（第一条）この法律は、令和三年九月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄  <b>(施行期日)</b></p> <p>（第一条）この法律は、令和三年九月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄  <b>(施行期日)</b></p> <p>（第一条）この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布的日から施行する。</p>
<p><b>第五十七条</b> この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により從前の國の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに</p>
<p><b>第五十八条</b> 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これ新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。</p>
<p><b>第五十九条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p><b>第六十条</b> 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前十三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>
<p><b>附 則</b> (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄  <b>(施行期日)</b></p> <p>（第一条）この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第五百九条の規定 公布の日</p>